

各介護サービス事業所 管理者 様
各高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

社会福祉施設等におけるアスベスト等使用実態調査の実施について(依頼)

平素より、福岡市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より依頼があり、アスベストの使用状況を調査する必要があるがございます。下記の社会福祉施設等につきましては、状況をご確認の上、報告いただきますようお願いいたします。

記

1 調査対象施設

以下の①～③に該当する施設がアスベスト使用実態調査の対象となります。但し、調査対象外となる場合も「3 報告方法」により、その旨を報告してください。

① 次に掲げる社会福祉施設等

【居宅サービス事業所】

- ・通所介護(地域密着型・認知症対応型・介護予防型・生活支援型含む) ・訪問看護
- ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)
- ・短期入所生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム(介護付含む) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・介護医療院

② 平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物を除くすべての建築物その他の工作物を有する施設

③ 平成30年度に実施した同様の調査に対し、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類されていた施設及び調査時点以降に開設した施設

(注意事項)賃貸借契約による場合も調査のご協力をお願いします。家主等に確認するなどをを行い、6種類のアスベストの使用の有無が不明であった場合は「依頼予定・・・」を選択してください。

2 確認内容

関係通知を参照の上、アスベスト使用状況の確認・報告を行ってください。(調査時点 令和3年12月1日)

3 報告方法

・福岡市市電子申請システム(グラファァー)での報告

福岡市ホームページからのリンク又は二次元コードから、福岡市電子申請システムにアクセスし、次の手順に沿って手続きを進めてください。

- ① 申請画面で Graffer アカウントを作成
- ② アカウントの登録メールアドレスで受信したリンクにアクセス

- ③ 再度申請画面でログイン
- ④ 回答を入力
- ⑤ 「この内容で申請する」をクリック
- ⑥ 「申請が完了しました」の画面が出たら報告完了

※スマートフォンからも手続き可能です。どうしても電子申請システムを利用できない場合はお問い合わせください。

○ホームページ掲載箇所・二次元コード

福岡市ホームページ＞健康・医療・福祉＞事業者の方へ＞お知らせ＞介護保険事業者等への通知関係＞1 厚生労働省等からの通知 【令和4年5月27日】



4 報告期限

令和4年6月6日(月)

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

施設指導係 TEL：092-711-4319

在宅指導係 TEL：092-711-4257